

厚木市と東日本電信電話株式会社とのD X推進に関する連携協定書

厚木市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）とは、次のとおり、連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、D X推進に向けた相互連携と協働による活動を強化し、I C Tの恩恵を誰もが享受できるスマート自治体あつぎの実現を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる事項を連携して取り組むものとする。

- (1) 市民生活の利便性向上に関すること
- (2) まち（地域）の魅力向上に関すること
- (3) 行政事務の効率化に関すること
- (4) 情報通信技術の最適化に関すること
- (5) その他、D X推進に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を効果的に実施・促進するため、定期的に協議を行い、具体的な取組内容、実施方法及び費用負担その他の条件については別途取り決めるものとする。

3 乙は、第1項各号に定める取組の一部を、甲と協議の上、乙の関係会社を実施させることができる。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙から更新しない旨の書面による申出がなければ、本協定の有効期間を期間満了の日の翌日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

（協定の解除）

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定の30日前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

(協定の見直し)

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

(守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年7月4日

甲 神奈川県厚木市中町3丁目17番17号
厚木市長 山口 貴裕

乙 神奈川県横浜市中区山下町198番地
東日本電信電話株式会社
執行役員 神奈川事業部長 相原 朋子